

第 10 回総会議事録（R 7 年 10 月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和7年10月30日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館 大会議室

3 委 員

出	徳益 吉明	出	柿並 マリ子	出	有川 はつ子	欠	馬渡 広二
出	山中 美代子	出	福島 真希	出	坂之下 昭二	出	徳留 博文
出	大久保 義広	出	坂上 和秋	出	永田 勇作	出	松山 忠雄
出	田中 加代子	出	紺家 知征	欠	下西 弘美	出	福島 清邦
出	七日市 昌子	出	乙守 賢次	出	福岡 芳文	出	田中 和美
出	中島 学	出	福田 安昭	出	兒玉 圭亮		

4 事 務 局

局 長 永留 伸二

主 幹 前田 秀作

主 事 畑中 友紀乃

副 主 幹 水間 淳也（高城総合支所）

主 事 溝口 漱（高崎総合支所）

次 長 鶴村 勇一

主任主事 西山 竜貴

副 主 幹 齊藤 千鶴（山之口総合支所）

副 主 幹 山波 幸二（山田総合支所）

5 付議案件

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第19号 許可書の返戻について

議案第74号 非農地証明について

議案第75号 農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について

議案第76号 農地法第2条による農地所有適格法人適格要件届出について

議案第77号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第78号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について

議案第79号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第80号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第81号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）

第 10 回総会議事録

- 議 長 　ただ今より令和 7 年の第 10 回総会を開催いたします。本日は 23 名中 2 名の欠席で 21 名の出席となっています。議事録署名人を私から指名させていただきます。16 番委員と 18 番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
- それでは、審議に移ります。本日は報告案件 2 件と議案 8 件となっています。まず報告案件ですが、2 件まとめていきたいと思います。報告第 18 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、そして、報告第 19 号許可書の返戻について、まとめて事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 　ご報告いたします。報告第 18 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてですが、議案書は 1 ページから 12 ページまでとなります。内容につきましては、今月は 23 件の通知で、43,941.00 m²の内容となっています。次に報告第 19 号許可書の返戻についてですが、議案書は 13 ページになります。810.00 m²の内容で、第 5 条が 1 件となっており、返戻理由につきましては、備考欄のとおりでございます。以上でございます。
- 議 長 　ただいま報告案件の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。
- 全 委 員 　無し（の声あり）
- 議 長 　何も無いようですので、報告第 18 号、19 号については承認するものといたします。
- 続きまして、議案審議に入ります。まず、議案第 74 号非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 　議案第 74 号非農地証明についてでございます。議案書は 14 ページになります。今月は 2 件の申請がございまして、3,182.00 m²の内容となっています。この調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 1 ページに記載してございます。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 　説明が終わりましたので、質疑に入りますが、只今の件について何かご質問のある方はございませんか。
- 全 委 員 　無し（の声あり）
- 議 長 　無いようですので採決いたします。議案第 74 号の非農地証明について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 　（全委員挙手）
- 議 長 　全委員挙手ですので、議案第 74 号については承認するものと決定いたしました。
- 次に議案第 75 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 　議案第 75 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてでございます。議案書は 15 ページから 20 ページになります。今回は 41 件、60 筆の 40,424.74 m²の案件について、非農地かどうかの判断を求めるものでございます。
- 最終確認につきましては、20 ページ下段の表のとおり安久地区の担当委員に最終確認をしていただいたところです。各委員とも、いずれも山林原野化していて、今後も農地としての利用は見込めないだろうとの判断でございましたので、この 60 筆を非農地として判断してよろしいかお伺いするものです。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 　説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
- 全 委 員 　無し（の声あり）

議 長 無いようですので採決に入ります。議案第 75 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について、ご同意いただける方の挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 75 号については、非農地とすることに決定いたしました。

次に議案第 76 号農地法第 2 条による農地所有適格法人適格要件届出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 76 号農地法第 2 条による農地所有適格法人適格要件届出についてですが、議案書は 21 ページになります。今回、1 件の届け出があり、正誤表にあげさせていただきましたが、志布志市にあります農地所有適格法人が、安久地区の農地を所有するための届出でございます。調査報告については、調査報告のまとめの 2 ページに記載していますので、ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今の件について何かご質問のある方はございませんか。

1 番 委員 はい、会社の名称と代表者名の読み方、代表者の年齢を教えてください。

事務局担当 会社名称は、株式会社ミクリ（美空里）で、代表者名がモトタカメイジ（本高明治）であります、年齢は把握しておりません。

14 番 委員 はい、今まで国籍の表示は、無かったと思いますが、最近、表示することになったのでしょうか。

事務局担当 農地所有適格法人適格の項目で以前は、国籍表示が無かったのですが、今年度の 4 月から法人の国籍表示が追加されたことを受け記載しています。

14 番 委員 外国の方から申請された場合は、どのようになりますか。

事務局担当 申請内容によっては、制限を受ける場合があります。

9 番 委員 農地所有面積はどのくらいですか。

事務局担当 今回が初めての農地取得となり、議案書

26 ページの 3 条許可申請の 14 番から 16 番の合計 10,939.00 m²となっております。

議 長 ほかに何かご質問のある方はございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 質問も無いようですので採決に入ります。議案第 76 号農地法第 2 条による農地所有適格法人適格要件届出について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手ですので、議案第 76 号については、適格であると認められました。

次に議案第 77 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 77 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてでございます。議案書は 22 ページになります。今月は 1 件の申請がございまして、1,538.00 m²の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 3 ページに記載してあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問があればお願いします。何かございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 77 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手ですので、議案第 77 号については許可相当と決定いたしました。

次に議案第 78 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 78 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございますが、議案書は 23 ページから 29 ページになります。今月は、26 件の申請がございまして、面積は正誤表にありますとおり申請地の修正がありましたので 67,241.00 ㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 4 ページから 6 ページに記載してございます。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと判断しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し (の声あり)

議長 質問も無いようですので採決いたします。議案第 78 号について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手ですので、議案第 78 号につきましては、すべて許可するものと決定いたしました。

続きまして、議案第 79 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 79 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 30 ページから 31 ページになります。今月は 6 件の申請がございまして、9,424.00 ㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 7 ページに記載のとおりです。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ここでお諮りいたします。案件 5 番につきましては、19 番委員が当事者となりますので他と分けて審議したいと思います。まず、5 番以外の案件について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し (の声あり)

議長 無いようですので採決いたします。議案第 79 号の案件 5 番以外の案件について、許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手ですので、議案第 79 号の案件 5 番以外の案件はすべて許可するものと決定いたしました。それでは、19 番委員の退室をお願いします。

19 番委員 (退室)

議長 それでは、議案第 79 号の案件 5 番について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し (の声あり)

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 79 号の案件 5 番について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)
議 長 全委員挙手ですので、議案第 79 号の案件 5 番については許可するものと決定いたしました。それでは、19 番委員の入室をお願いします。

19 番 委員 (入室)
議 長 次に議案第 80 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 80 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 32 ページから 39 ページになります。今月は 28 件の申請がございまして、19,858.54 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 8 ページから 11 ページに記載してございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございせんか。

全 委 員 無し (の声あり)
議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 80 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)
議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 80 号はすべて許可相当と決定いたしました。続きまして、議案第 81 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について (中間管理事業) を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 81 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について (中間管理事業) でございます。議案書は 40 ページから 95 ページになります。まず所有権移転ですが、今月は、渡人から農業振興公社へと、また農業振興公社から受人へとの計 16 件の即売と 1 件の一時貸付後の売り渡しの申請とがございまして、合わせて 17 件の 41,515.00 m²の内容となっています。利用権設定につきましては、124 件の申請がございまして、517,717.00 m²の内容となっています。なお、公告につきましては、12 月 1 日付けで県の方ですることになります。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたが、この件について、何かご質問はありませんか。

全 委 員 無し (の声あり)
議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 81 号について、承認される方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)
議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 81 号につきましては原案どおり承認されました。

これで本日の予定しておりました議案審議がすべて終了しましたが、ここで一つご提案がございまして。挨拶の中でもお話ししましたが、全国で農地利用最適化推進委員の逮捕など不祥事が連続で発生したことを受けて、全国農業会議所から法令遵守に関して申し合わせ決議をするように通知が来ております。本日、皆様のお手元に文書が配布してあると思いますが、それを私が読み上げまして当委員会の申し合わせ決議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議長 それでは、読み上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 7 年 10 月 30 日 都城市農業委員会

以上の申し合わせ決議にご同意いただける方は挙手をお願いいたします。

全 委 員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手ですので、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を遵守していただきますようお願いいたします。

他に皆さんの方から何かございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議長 特に何もございませんので、これで第 10 回総会を終了したいと思います。皆さんどうもお疲れ様でした。

令和 7 年 月 日

議事録署名委員

16 番委員 _____

18 番委員 _____

作成者 鶴村 勇一